

総会議事録（第3回）

1 開催日時 令和4年6月27日（月）13時15分～14時35分

2 開催場所 第8会議室

3 出席委員（31名）

○農業委員（16名）

会長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳
5番 田川 康浩 7番 山口 光則 9番 朝長 洋子 10番 松下 善光
12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真 16番 川本 康代
17番 山田 武人 18番 山口 和夫 19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（15名）

1番 原 正人 3番 渡辺 和久 5番 井上 秀明 6番 福田 文夫
7番 林 敏弘 8番 一瀬 晃 9番 山浦 弘之 10番 川副 博司
11番 山上 傳 13番 上野祐太郎 14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広
16番 野田 善則 18番 梶原 茂 19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（2名）

8番 吉崎 邦幸 15番 寺坂 哲郎

○農地利用最適化推進委員（4名）

2番 平山 清孝 4番 小川 國治 12番 井本 忠之 17番 鳥越 優

5 議 題 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第4号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件
第5号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件
第7号議案 農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（案）
報告第1号 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
報告第3号 農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件
報告第4号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件

6 事務局 局長 長石 弘顕

課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和4年度第3回農業委員会定例総会」を開会します。

2 会長挨拶

○会長

< 会長挨拶 >

3 議事録署名人指名

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しています。

8番 吉崎委員、15番 寺坂委員、2番 平山 清孝、4番 小川 國治12番 井本 推進委員及び17番 鳥越推進委員から欠席の届出があります。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、9番 朝長洋子農業委員、13番 渡邊和秋農業委員にお願いします。

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。

なお、議事の円滑な進行にご理解をお願いします。

4 議事

○議長

それでは、議事に入ります。

1ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番竹松、原口町の農地、地目畑、面積1,502㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を譲り受けるものであります。

場所は、スライドのとおりです。誓約書によると、普通野菜（トウモロコシ、人参）を栽培する計画で、反当り2,500kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

25日に竹松地区の委員4人で調査に行きました。申請されている農地は現在耕作されているハウスの隣の農地になっております。何ら問題ないと見てまいりました。皆様の審議をお願いします。

○議長

1番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番竹松は許可することとします。

次に、2ページ第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。お諮りします。1番西大村は、4ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」6番西大村と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番西大村、第3号議案6番西大村は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」1番西大村、杭出津3丁目の農地、地目 畑、面積30㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、申請人が経営する事業所の従業員駐車場の一部とするための転用です。場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水は自然流下としています。周辺には、北側に農地がありますが、現状、境界はコンクリートブロック塀で仕切られており、隣地への被害は発生しないとしています。

第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」6番西大村、杭出津3丁目の農地、地目 畑、面積9.75㎡、贈与者及び受贈者は、記載のとおりです。契約は贈与で

す。本件は、受贈者が経営する事業所の従業員駐車場の一部として転用申請をするものです。場所は、前議案と同じ申請人の事業所の駐車場の中になります。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画の内容は、前議案と同様に現状のまま利用するとしています。両案件とも、資金については、現状のまま利用するため不要であることを確認しています。

○議長

それでは、1番、第3号議案6番について、西大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

昨日、見て参りました。写真で見てもらえばわかるように、小さな農地で、多分これは当初砂利を敷いてあったのだと思います。後から現状復帰して、このような形で申請されたと思います。説明にもありましたように、周りはおもほとんど住宅地で、農地はございません。問題はないと見てまいりました。以上です。

○議長

1番西大村、第3号議案6番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

1番西大村、及び第3号議案6番西大村について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、1番西大村、及び第3号議案6番西大村は許可相当とします。

続いて、2ページ第2号議案2番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番竹松、竹松本町の農地、面積5.55㎡、申請人は、記載のとおりです。

本件は、平成9年に農地法の許可を得ず、申請者の経営する共同住宅敷地の進入口隅切りに無断転用を行っていた事案の追認案件となります。また、自治会の街路灯が設置されており、支柱の用地を含めた転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状コンクリート張りのまま利用。雨水排水は道路の水路放流として

います。隣接農地は申請者の農地のみとなります。資金については、転用済みのため不要であることを確認しています。

本申請に際して、顛末書が提出されています。

○議長

それでは、2番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局の説明のとおり、現場は道の方と角の三角の合わせた面積ですけども、無断転用ということで、顛末書も提出されております。何ら問題ないと思っております。

○議長

2番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

2番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番竹松は、許可相当とします。

続いて、3番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番竹松、大川田町の農地、地目 公衆道路と畑 現況 畑、合計面積431㎡、申請人は、記載のとおりです。

本件は、申請地に自己住宅を建設するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。敷地境界には、既存及び新設のブロックフェンスを設け土砂流出を防止するとしています。雨水排水は計画地内溜枡を設け水路放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。資金については、残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ご覧の通り、北側が市道の東側が公衆用道路ということで、周りはすべて宅地化されております。何ら問題ないと思って見てきました。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

3番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

3番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番竹松は、許可相当とします。

続いて、3ページ、第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」

1番大村、木場1丁目の農地、地目 田、合計面積2,760㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地11区画、通路、ゴミ集積所とするための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高2.4m、切土最高1.2mで、擁壁を設けるとしてあります。隣接農地が南側にあります。雨水排水は、計画地内通路に雨水路を設置し既存道路の側溝に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。資金については、残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この地域は、分譲住宅の開発が進んでいます。ここが最後になる感じがしていますが、11区画計画されていて、周辺には隣接の農地はありません。問題ないと思います。皆さん

のご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。

続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、木場2丁目の農地、地目 畑、面積270㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が建設車両置き場を整備し貸与するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高1.7m、切土法面は安定勾配で施工し、駐車場面は砕石舗装により仕上げるとしてあります。雨水排水は、前面側溝へ放流としてあります。隣接農地はありません。資金については、預金通帳の写しを確認してあります。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局の説明とおり、もう周りは全部開発済で、唯一残っていた土地が今度開発されるということで、何ら支障はないと思って見てまいりました。皆さん、ご審議よろしくをお願いします。

○議長

2番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。
2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。
続いて3番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、久原2丁目の農地、地目 畑、面積309㎡、併用地を含めた全体面積77
7.4㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地3区画、位置指定道路、ゴミ集積所等とするための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地
です。

被害防除計画では、盛土0.2から1.3m、切土最高0.3m、擁壁を設けるとしてい
ます。雨水排水は計画地内道路に雨水路を設置し既存の側溝に接続放流。汚水、生活雑排水
は公共下水道に接続するとしています。隣接農地はありません。資金については、残高証明
書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

現地を確認してきたところ、排水を含め、何ら問題も無いかなと見てまいりました。皆様
のご審議をよろしくお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。
3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。
続いて4番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番大村、三城町の農地、地目 畑、194㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。
契約は売買です。本件は、譲受人が宅地1区画を造成し販売するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最大0.9m、切土最大0.75m、擁壁は既存の活用と一部新設する計画です。雨水排水は既存の側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。周辺には、農地はありません。資金については、残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、4番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

現地は、スーパーマーケットから新幹線のトンネルができているところの相中の住宅地の中で、残っていたのが分からないぐらいの小さな土地です。周辺も農地がありませんので特に問題ないと思って見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

4番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。
4番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番大村は、許可相当とします。
続いて、5番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番大村、水計町の農地、地目 畑と田、合計面積1,151㎡、併用地を含めた全体面積1,158.4㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が宅地3区画を造成し、位置指定道路及びごみ集積所を整備して建売分譲するための転用です。

計画地内の農業用の水路について、水利に支障及び機能維持を開発者側が行うことで水利組合の同意を得ています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、盛土最大1.7m、切土最大2.0m、計画地の境界には、擁壁を設け隣接農地への土砂流失を防止するとしています。雨水排水は計画地内に通路側溝を設け、既存の側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。資金については、融資証明書及び残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、5番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

高台に現地はありまして、周りが田んぼだったので、9日に業者と司法書士さんが、私が水利組合長をしておりますので、その水利の関係で印鑑をくれと来られましたが、今は稲を作っているから、水路をいじることは許可できないと断った。協議を行い、今稲作されているのは十分承知しているので、10月以降から施工に入ると、前もって土地代を払わないといけないので、今、5条の申請を出したいということでした。

隣接農地の地権者さんとも立ち会いまして、承諾を得て、水路に関しても、10月から工事をするので問題ないようにしますということで、承諾をしました。現状特に、そこをクリアできれば問題ないということで判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

5番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

5番大村について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、5番大村は、許可相当とします。
続いて、7番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番西大村、桜馬場2丁目の農地、地目 畑、面積1,625㎡、賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。契約は賃貸借です。本件は、賃借人が貸事務所1棟建設及び駐車場を整備して、電力保安事業者へ賃借するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最大0.1m、切土最大0.1m、敷地はアスファルト舗装を行うため、土砂の流出はないとしています。雨水排水は計画地内に集水桝を設けて市道側溝等へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。周辺に農地はありません。資金については、残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

こちらの圃場は草を刈る程度で、管理のみの農地でした。周辺にも圃場ありませんので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

7番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。
7番西大村について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、7番西大村は、許可相当とします。
続いて、8番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番西大村、雄ヶ原町の農地、地目 畑、面積336㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が現在、他の地域で借りている、事務所兼資材置場の返還を求められており、新たな土木工事用資材置場とするための転用です。

場所は、スライドのとおりです。現地には建物が既に建っていますが、譲渡人の農業用倉庫として許可不要届が提出されています。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は既存側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとしています。周辺に農地はありません。資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、8番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局の説明どおりで、周りは宅地と道路です。資材置き場ということで、何ら問題ないと見てまいりました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

8番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

8番西大村について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、8番西大村は、許可相当とします。

続いて、9番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番西大村、池田2丁目の農地、地目 田、面積175㎡、併用地を含めた全体面積1616.02㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地7区画、位置指定道路及びごみ集積所とするための転用です。併用地内の里道については、道路管理課と廃止による払下げの協議済みを確認しています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地で

す。

被害防除計画では、盛土最大3.15m、切土最大0.6m、計画地の境界には、擁壁を設け隣接農地への土砂流失を防止するとしています。雨水排水は計画地内に通路側溝を設け、既存の側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。周辺農地は、南側は休耕地、西側は畑と田があります。資金については、残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、9番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、事務局から説明があったとおり、高速道路の側道のところで、北側に行けばすぐにレインボーロードの所です。併用地の部分はもともと高さがあり、道路並みの高さです。ここは、資材置き場や建築関係の駐車場として長年利用された所です。手前の南側の宅地の部分が、もともとの所有者の部分で、残地の部分の田んぼ部分と併用地を利用するという事です。西側の下の方に田が2ヶ所と畑がありますが、その畑はもう家庭菜園用で、下の田は管理をする程度ということで、なんら問題ないと見てまいりました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

9番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

9番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番西大村は、許可相当とします。

続いて、10番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番竹松、今津町の農地、地目 畑、合計面積1,575㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が周辺の借家、事業所等への貸し駐車場（露天45台）とするための転用です。駐車場の出入り口は、隣接の事業所の敷地を通路とするため地権者からの同意書が提

出されています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.2m。境界コンクリートを施し、雨水は境界に側溝を設け既存側溝へ放流するとしています。計画地の東側に畑があります。資金については、残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、10番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局の説明のとおり、ホームセンターの向かい側のレストランや中古自動車販売店の裏の細い道から入った所になる。申請地の右横が、地域の農家さんのハウスが何棟か建っているが、それは一番手前で、申請地とハウスの相中の2m位のところは、申請者が作物を作っている。周りはもう全部宅地になっています。

出入口は事務局の説明があったように、手前からの道幅は2m位しか無いため、その上の方の計画に入っている、貸し土地を出入口に使うということです。

去年は、そこの申請がでて、承認したところです。借用する土地のある事業所は、立派な建物ができています。周りはそういうことで、左端は工場があって、特に問題はないと思います。雨水は水路に排水部分を設けるということ。舗装は、砂利舗装としてあったので、問題ないと思って見てまいりました。

○議長

10番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

10番竹松について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、10番竹松は、許可相当とします。

続いて、11番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番竹松、鬼橋町の農地、地目 田、面積352㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおり

です。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地2区画とするための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.1m。擁壁を設けるとしてあります。雨水は既存側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。周辺に農地はありません。資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、11番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

先月か、それ以前だったかもしれないが、片方は農地転用があったかと思います。それと同じ持ち主の残地です。三角形の土地ですけども、周りはすべて道と水路に囲まれたところで、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

11番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

11番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、11番竹松は、許可相当とします。

続いて、12番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

12番竹松、竹松本町の農地、地目 畑、面積327㎡、申請人は、記載のとおりです。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅を建設するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は計画地内溜枡を設け水路放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。資金について

は、住宅ローン仮審査終了書を確認しています。

○議長

それでは、12番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明があったとおりです。4条で申請があった無断転用の土地についてはそのままですが、今回転用する所は、同じ申請者の土地であり、周辺は全部宅地です。

排水につきましても、公共下水道がありますので、そちらの方に流れていくということで、問題はないと思います。ご審議お願いいたします。

○議長

12番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

12番竹松について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、12番竹松は、許可相当とします。

続いて、13番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

13番福重、今富町の農地、地目 畑、合計面積2,214㎡、併用地を含めた全体面積2,412.19㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が宅地7区画を造成し、位置指定道路及びごみ集積所等を整備して建売分譲するための転用です。

併用地内の里道については、農林整備課と廃止による払下げの協議済みを確認しています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、盛土最大1.7m、切土最大1.3m、計画地の境界には、擁壁を設け土砂流失を防止するとしています。雨水排水は計画地内に通路側溝を設け、既存の側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は農業集落排水へ接続するとしています。現地はかつて樹園地のような状態でしたが、かなり荒廃している状況でした。事業期間も1年としています。周辺農地は、東側と南側にあります。資金については、融資証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、13番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局からの説明のように、地目は畑ですが、現況は木が植わっており、非常に農地としては、認められないような状況でした。毎年の調査でも荒廃農地ということで色分けしている所です。周りの畑も荒廃しており、問題ないと思って見てまいりました。以上です。

○議長

13番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

13番福重について、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

異議なしということで、13番福重は、許可相当とします。

次に、6ページ、第4議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、1番大村 荒平町の農地、地目 田と山林 現況 畑、合計面積7,495㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。申込者は、長崎県農業大学校卒業後、9年間営農指導員として長崎県央農協に勤めており、令和4年3月に退職され、5月から新規就農者として農業委員会で相談を受けていた方です。多品目の露地野菜の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第4号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第4号議案1番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第4号議案は、承認することとします。

次に、7から9ページ、第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

お諮りします。本議案は、10から11ページ、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議がありませんので、第5号議案及び第6号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第6号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布しておりますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に記載の集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1番から2ページ10番は、第5号議案1番三浦から10番三浦・鈴田、第6号議案の1番三浦・鈴田、西部町の農地、地目 畑、合計面積27,320㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は普通野菜の作付けを計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2ページ11番、第5号議案11番萱瀬、第6号議案2番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 畑、合計面積4,916㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は果樹みかんの栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の12番、第5号議案12番萱瀬、第6号議案3番萱瀬、原町の農地、地目 田、現況 畑、面積2,084㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は技術研修課程を終えた、青年等就農認定者で今回、施設でのきゅうり栽培を計画しています。設定する利用権は記載のとおりです。

当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。

○議長

それでは、第5号議案及び第6号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<異議なし>

それでは、お諮りします。

第5号議案及び第6号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

ご異議がありませんので、第5号議案については、承認することとし、第6号議案については、支障のない旨を回答することとします。

次に、12ページ、報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」、1番竹松、黒丸町の農地、地目 田、合計面積1,468㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

2番竹松、黒丸町の農地、地目 田 現況 畑、面積1,550㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

報告は、以上です。

○議長

報告第1号について、ご意見等ありませんか。

< なし >

○議長

それでは次に、13ページ、報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の

合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」、1番竹松、黒丸町の農地、地目 田、合計面積1,468㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

2番竹松、黒丸町の農地、地目 田 現況 畑、面積1,550㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

報告は、以上です。

○議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。

< なし >

次に、14ページ、報告第3号「農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件」を議題とします。

お諮りします。本報告は、報告第4号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件」に関連がありますので、一括して報告することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、報告第3号及び報告第4号は、一括して報告することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第3号、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件」について。

1番福重、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。利用権設定を受ける農用地、立福寺の農地、地目 田、当初の面積3,571㎡、変更後の面積3,450㎡で、減少した121㎡は佐奈川内川の河川工事に係る分筆によるものです。設定する利用権の中、借賃が面積の減少により、31,826円に変更されています。

報告第4号、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件」について。

1番福重、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。利用権設定を受けた農用地の当初の面積が、変更後の面積に減少したことにより、借賃に記載のとおり変更があったものです。

報告は以上です。

○議長

それでは、報告第3号及び報告4号について、何かご質問等はありませんか。

< なし >

○議長

次に、追加議案として上程した、第7号議案「農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」(案)について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案「農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」(案)について、説明します。

事務局よりご説明します。資料をご覧ください。こちら、毎年度、市長に対して、農地等利用最適化推進施策に関する意見書として、提出しているところです。本年度から、同じ内容、要望項目について、大村市議会、議長に対しても要望を行うということが、本日午前中に開かれました理事幹事会で確認されましたので、今回は市長宛て、議長宛てということで鑑をご準備しています。あくまで市長あては意見書、市議会あては要望書ということで、まとめをしております。

それでは、要望項目について内容を説明させていただきます。今回、全項目で、14項目を記載しております。継続案件9件、新規3件、変更2件ということになっています。

要望書、1ページをお願いします。大項目1、担い手への農地利用の集積集約化についてということで、この(1)については昨年度から、内容見直しを行っております。令和3年に人・農地プランの実質化は完了したということでありまして、今後は、農地一筆ごとに利用者を特定した目標地図の2年間において策定が求められております。円滑な事業等の実施に向けた市の体制強化を求めているものです。

(2) 担い手の育成です。こちらは昨年度から継続内容となっております。こちらの内容は、人・農地プランの最終目的の一つは、中心経営体、つまり担い手へ農地利用を集積することです。農業の将来を見据え、中長期的な視点で担い手の育成をお願いしたいという内容になっています。

続いて(3)スマート農業に対する支援の拡充。こちら昨年度から引き続きの要望となります。ロボット技術など先端技術の活用によるスマート農業は、農作物の生産性や収益性を高めるとともに、担い手の確保にも繋がるため、導入に対する支援拡充を要望するものでございます。

続いて、次のページをお願いします。大きな項目2、遊休農地の発生防止・解消についてです。

(1) です。こちらは昨年からの継続項目になっています。小規模農地の基盤整備について、市独自の対策を要望しています。

(2) です。農業振興地域以外の農地保全策ということですが、こちら昨年度からの継続で要望となります。市街地の農振地域以外で土地持ちの非農家の方や、市外在住で農地管理に

対する意識の変化ということで、不耕作のまま放置されていたり、転用をされる事例が増えています。遊休農地の発生防止策として、中間管理事業等、適正な農地管理等、制度周知をお願いしたいという内容になっています。

続いて(3)地籍調査の早期実施及び、農業委員会活動のICT化の推進支援ということで、農地パトロールの状況調査。一応本年度中、タブレット等を活用して作業の合理化を目指していくこととなっていますが、今後、こういったものが円滑に行えるように、農業委員会の全委員へのタブレットの配備について、市へお願いするものです。あとは地籍調査の早期完了を求めています。

続いて、大きな項目3、新規参入の促進についてです。

こちら、次のページに書かれている(1)親元就農の支援策の拡充ということで、こちらは新規の項目で挙げております。親元就農に関しましては、農業の定着は高いものの、経営継承の際には大きな投資負担、設備の費用負担というのが課題となってまいります。

本年度からこういった課題に向けて、国の方も経営継承・発展等支援事業というのが実施されますが、上限額100万ということで、この枠ではなかなか円滑な継承とか、設備投資額には足りないというところで、市独自の支援策を検討して欲しいということをお求めています。

続いて(2)です。大村の将来を担う人材の確保のために、多様な手段による魅力発信ということで、幼少期からも農業体験や中学生向けキャリア教育に際して、若者が農業に魅力を感じてもらえるような環境づくりが必要ということを感じています。そういったこととあわせて、多様な世代に向けた、SNSなどを使った情報発信。大村の方の農業の魅力等の情報を発信してもらいたいという内容としています。

大きな項目4です。有害鳥獣対策についてです。ワイヤーメッシュ等とか防護柵については一定の成果が出ていますが、近年は樹園地等への鳥類の被害が続いているということで、市の農林水産振興課による研究が行われているようです。引き続き農業者の意向に沿った形で、事業の実施、対策を行って欲しいという内容といたしています。

大きな項目5、その他です。(1)、こちら継続項目ということで、大村産の農産品の生産振興と、農産物直売所など、複合農業の設置による販路拡大や、大村生まれの長崎和牛のブランドの推進。こういったものの支援の継続をお願いしたいというものです。

次のページです。(2)こちらも新規の項目です。女性農業委員の人材確保に対する支援ということです。こちら来年改正になります、農業委員及び推進委員の女性参画に向けた、周知等に対して、市の協力を要望しています。

続いて(3)、(4)こちらは昨年から引き続きということで、天災による被害農地の早期の復旧、併せて、新型コロナウイルス感染症の経済対策等の、実施について、求めているものです。

最後、(5)です。こちらも新規となります。タイトルの通りですが、現下における燃料、肥料、配合飼料等の高騰に対する国への更なる対策の働きかけと市独自の支援策を求めるものとなっています。以上です。概要の説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長

それでは、第7号議案について、ご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

他はありませんでしょうか。無いようでしたら、7号議案は、提案のとおり決定することとします。

市長及び市議会議長に、7月に正副会長、理事及び幹事により提出をしたいと思しますので、ご出席をお願いいたします。

事務局から、日時の詳細の報告をお願いします。

○事務局

事務局により、7月の市長及び議長のスケジュールの調整をしました。

日程は、7月11日月曜日、13時30分から市議会議長への要望書提出

同日14時から市長への意見書提出で時間調整を行いました。13時20分までに別館2階の議会事務局前のロビーに集合をお願いいたします。

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。